

参議院文教科科学委員会會議録第九号

平成二十年六月五日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月四日

辞任

大久保潔重君
木庭健太郎君

補欠選任

西岡 武夫君
浜四津敏子君

出席者は左のとおり。

理事
委員長

関口 昌一君

委員

佐藤 泰介君
林 久美子君
坂本由紀子君
水落 敏栄君

植松恵美子君
大島九州男君
亀井 郁夫君
谷岡 郁子君
友近 聡朗君
西岡 武夫君
藤谷 光信君

水岡 俊一君
中曾根弘文君
西田 昌司君
山谷えり子君
義家 弘介君
浮島とも子君
浜四津敏子君

衆議院議員

修正案提出者

牧 義夫君

國務大臣

文部科学大臣

渡海紀三朗君

第六部

文教科科学委員会會議録第九号

平成二十年六月五日

【参議院】

副大臣

文部科学副大臣

池坊 保子君

事務局側

常任委員会専門員

渡井 敏雄君

本日の會議に付した案件

○教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

(障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律案に関する件)

○学校保健法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(関口昌一君) ただいまから文教科科学委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、大久保潔重君及び木庭健太郎君が委員を辞任され、その補欠として西岡武夫君及び浜四津敏子君が選任されました。

○委員長(関口昌一君) 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査のうち、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律案に関する件を議題といたします。

本件につきましては、理事会において協議をいたしました結果、お手元に配付しておりますとおり、草案がまとまりました。

この際、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律案の草案の趣旨及び主な内容について御説明申し上げます。

憲法には、すべて国民は、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有すると規定されております。また、教育基本法には、国と地方公共団体に対し、障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上の必要な支援が義務付けられております。

しかし、現実には、障害者は障害のない人比べて大きな負担を強いながら教育を受けている場合も見受けられます。例えば、本法律案提出のきっかけとなった小中学校の通常学級や高等学校に在学する弱視の児童生徒については、その多くが、ルーベ等を使用しながら学校教育を受けているため、教科書の読解や授業の進度に苦勞するなど、大きなハンディキャップを背負って勉強しております。この問題を解決するためには、教科書の文字、図形等を拡大した拡大教科書が必要となることから、小中学校の通常学級で学ぶ弱視の児童生徒に対しては、平成十六年度から予算措置により拡大教科書の無償給与が始まりましたが、その作成のほとんどを各地のボランティア団体等に依存しているため、限られた教科と部数しか供給されていません。

また、近年、教科書等について、視覚障害に限らず、例えば発達障害のある児童生徒など、様々な障害等を有する児童生徒にとって可能な限り使いやすいものとするように配慮していくことが求められております。

こうした現状にかんがみ、本法律案は、幅広く障害等のある児童生徒に配慮した教科書等の普及促進等を指すものであります。

以下、本法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、この法律は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、障害のある児童生徒のための拡大教科

書や点字教科書等を教科用特定図書等と位置付け、その発行の促進、使用の支援等により、その普及の促進等を図り、児童生徒が障害その他の特性の有無にかかわらず、十分な教育が受けられる学校教育の推進に資することを目的としております。

第二に、国は、教科用特定図書等の普及の促進等に関して必要な措置を講じなければならないこととするともに、教科書発行者は、その発行する検定教科用図書等について適切な配慮をするよう努めることとしております。

第三に、教科書発行者は、文部科学省令で定めるところにより、検定教科用図書等の電子データを文部科学大臣等に提供しなければならないこととし、提供された電子データは、教科用特定図書等を発行する者に対して提供することができることとしております。

第四に、文部科学大臣は、教科用特定図書等について、標準的な規格を定め、公表するとともに、教科書発行者は、文部科学大臣が指定した種目の検定教科用図書等について、この規格に適合した標準教科用特定図書等の発行に努めなければならないこととしております。

第五に、国は、教科書発行者による電子データの提供方法及び教科用特定図書等作成への活用並びに標準教科用特定図書等の発行に関して、助言その他必要な援助を行うこととするともに、発達障害等のため検定教科用図書等において通常使用される文字や図形等の認識が困難な児童生徒が使用する教科用特定図書等の整備充実のための調査研究等の推進をすることとしております。

第六に、小中学校の通常学級及び高等学校において、在学する視覚障害その他の障害のある児童生徒が、検定教科用図書等に代えて教科用特定図書等を使用することができるよう必要な配慮を

するとともに、国及び地方公共団体は、教科用特定図書等の発行に関する情報の収集、提供その他必要な措置を講ずることとしております。

第七に、国は、視覚障害その他の障害のある児童生徒が検定教科用図書等に代えて使用する教科用特定図書等を小中学校の設置者に無償給付し、設置者は、各学校の校長を通じてこれらの児童生徒に給与することとしております。

第八に、標準教科用特定図書等の円滑な発行を確保するため、その需要数の教育委員会から国への報告及び国から発行者への通知の制度を設けることとしております。

最後に、国は高等学校において障害のある生徒が使用する教科用拡大図書等の普及の在り方及び特別支援学校に就学する児童生徒について行う援助の在り方について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとともに、教科書発行者による電子データの提供等について、所要の著作権法の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、平成二十一年度において使用される検定教科用図書等及び教科用特定図書等から適用することとしております。

以上がこの法律案の趣旨及び主な内容であります。

それでは、本草案を障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律案として本委員会から提出することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(関口昌一君) 御異議ないと認めます。

よつて、さよう決定いたしました。

なお、本会議における趣旨説明の内容につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(関口昌一君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

この際、林君から発言を求められておりますので、これを許します。林久美子君。

○林久美子君 私、民主党・新緑風会・国民新・日本、自由民主党・無所属の会及び公明党の各派共同提案による障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する決議案(案)

政府及び関係者は、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、拡大教科書等の供給・普及の促進という国の責務を果たすためには、教科書発行者による拡大教科書等の発行が重要であることにかんがみ、その発行が一層促進されるよう、必要な措置を講ずること。

二、教科書発行者からの教科書のデジタルデータの提供については、その提供が円滑に行われるとともに、提供されたデジタルデータが適切に管理・活用されるよう、必要な支援措置を講ずること。

三、高等学校において障害のある生徒が使用する拡大教科書等の普及の在り方の検討に当たっては、拡大教科書等購入費の自己負担の軽減など必要な具体的支援について検討し、その結果に基づいて適切な措置を講ずること。

四、特別支援学校における就学援助の在り方の検討に当たっては、幼稚園及び高等部専攻科の支援策を含めて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

五、特別支援学校高等部専攻科において、いわゆる音声教科書購入費の自己負担の軽減が図られるよう、必要な措置を講ずること。

六、将来の教科書や教材のデジタル化に備え、すべての児童生徒が障害の有無や程度にかかわらず、快適に利用できる電子教科書や電子教材が開発されることとなるよう、継続的に調査研究を推進すること。

七、無償給与の実施に当たっては、障害のある児童及び生徒に対して、必要となる検定教科書及び教科用特定図書等が確実に給与されるよう、適切な措置を講ずること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(関口昌一君) たいまの林君提出の決議案の採決を行います。

本決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(関口昌一君) 全会一致と認めます。

よつて、本決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

たいまの決議に対して、渡海文部科学大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。渡海文部科学大臣。

○国務大臣(渡海紀三朗君) たいまの御決議につきましては、その御趣旨に十分留意をいたしまして対処してまいりたいと存じます。

○委員長(関口昌一君) 次に、学校保健法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。渡海文部科学大臣。

○国務大臣(渡海紀三朗君) この度、政府から提出いたしました学校保健法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

学校において児童生徒等が安全で安心な環境で学習活動等に励むことができるようにすることは、公教育の実施において不可欠なものであり、各学校において、メンタルヘルス、アレルギー疾

患等の様々な心身の健康課題に適切に対応した学校保健活動がなされるとともに、事件、事故あるいは災害に対して児童生徒等の安全の確保が的確になされるようにすることが喫緊の課題となっております。また、児童生徒等が健やかに成長発達する上で、今日、学校における食育の推進が重要な課題となっております。

この法律案は、このような観点から、学校保健及び学校安全に関して、地域の実情や児童生徒等の実態を踏まえつつ、各学校において共通して取り組まれるべき事項について規定の整備を図るとともに、学校の設置者並びに国及び地方公共団体の責務を定め、また、学校給食を活用した食に関する指導の充実を図る等の措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、学校において、養護教諭その他の教職員が相互に連携し、日常的な健康観察等を通じて児童生徒等の心身の状況を把握し、地域の医療機関等と連携を図りつつ、保健指導を行うとともに、文部科学大臣が定める望ましい基準に照らして、学校の環境衛生の保持に努めるものとするのであります。

第二に、学校において、施設設備の安全点検、通学も含めた学校生活や日常生活における安全指導等について定めた学校安全計画、及び危険等発生時に的確に対応できるようにするための対処要領を作成するものとし、地域の関係機関等と連携して児童生徒等の安全の確保を図るよう努めるものとするのであります。

第三に、学校保健及び学校安全に関して、国及び地方公共団体は相互に連携して、必要な施策を講ずるよう努めるとともに、学校の設置者は、施設設備及び管理運営体制の整備充実等の措置を講ずるよう努めるものとするのであります。

第四に、学校における食育の推進を図る観点から、学校給食の目標を見直し、栄養教諭がその専門性を生かして学校給食を活用した食に関する指

導を行うとともに、文部科学大臣が定める望ましい基準に照らして、学校給食の衛生管理に努めるものとする。このほか、所要の規定の整備を行うこととしておきます。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願いいたします。

○委員長(関口昌一君) この際、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員牧義夫君から説明を聴取いたします。牧義夫君。

○衆議院議員(牧義夫君) たいま議題となりました学校保健法等の一部を改正する法律案の衆議院における修正部分につきまして、その提出者を代表いたしましたして、衆議院議員の牧義夫と申しますけれども、その趣旨及び内容を御説明申し上げます。

政府原案においては、学校安全及び学校保健に関し、国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めなければならないとされており、他方、学校の施設設備や管理運営体制の整備充実等に必要措置を講ずるのは学校の設置者の責務と規定されております。

しかし、教育分野における地域格差の拡大が懸念されている今、国及び地方公共団体による財政的な裏付けに基づいた総合的かつ計画的な施策の推進が確保されなくては、各学校において共通して取り組まれるべき事項について規定の整備を図るといふ立法の目的が実現されないおそれがあります。

このため、本修正案においては、第一に、国及び地方公共団体が講ずる施策の内容として、財政上の措置を明記すること。

第二に、国は、学校安全の推進に関する計画の策定等の措置を講ずるものとし、地方公共団体

は、国が講ずる当該措置に準じた措置を講ずるよう努めなければならないものとする。こととしておきました。

あわせて、第三に、学校においては、健康相談又は保健指導のほか、救急処置を行うに当たつても、必要に応じ、地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。こととしておきます。

以上が本法律案の衆議院における修正部分の趣旨及び内容でございます。

何とぞ、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(関口昌一君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

〔参照〕

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律(案)

目次
第一章 総則(第一条―第四条)
第二章 教科用特定図書等の発行の促進等(第五条―第八条)
第三章 小中学校及び高等学校における教科用特定図書等の使用の支援(第九条―第十五条)
第四章 標準教科用特定図書等の円滑な発行の確保(第十六条―第十八条)

附則
第一章 総則
(目的)
第一条 この法律は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の発行の促進を図るとともに、その使用の支援について必要な措置を講ずること

と等により、教科用特定図書等の普及の促進を図り、もって障害その他の特性の有無にかかわらず児童及び生徒が十分な教育を受けることができる学校教育の推進に資することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「教科用特定図書等」とは、視覚障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため文字、図形等を拡大して検定教科用図書等を複製した図書(以下「教科用拡大図書」という。)、点字により検定教科用図書等を複製した図書その他障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため作成した教材であつて検定教科用図書等に代えて使用し得るものをいう。

2 この法律において「検定教科用図書等」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第三十四条第一項(同法第四十九条、第六十二条及び第七十条第一項において準用する場合を含む。)に規定する教科用図書をいう。

3 この法律において「発行」とは、図書その他の教材を製造供給することをいう。

4 この法律において「教科用図書発行者」とは、検定教科用図書等の発行を担当する者であつて、教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第三十二号)第八条の発行の指示を承諾したものをいう。

5 この法律において「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(国の責務)
第三条 国は、児童及び生徒が障害その他の特性の有無にかかわらず十分な教育を受けることができるよう、教科用特定図書等の供給の促進並びに児童及び生徒への給与その他教科用特定図書等の普及の促進等のために必要な措置を講じなければならない。

第四条 教科用図書発行者は、児童及び生徒が障害その他の特性の有無にかかわらず十分な教育を受けることができるよう、その発行をする検定教科用図書等について、適切な配慮をするよう努めるものとする。

第二章 教科用特定図書等の発行の促進等
(教科用図書発行者による電磁的記録の提供等)

第五条 教科用図書発行者は、文部科学省令で定めるところにより、その発行をする検定教科用図書等に係る電磁的記録を文部科学大臣又は当該電磁的記録を教科用特定図書等の発行をする者に適切に提供することができる者として文部科学大臣が指定する者(次項において「文部科学大臣等」という。)に提供しなければならない。

2 教科用図書発行者から前項の規定による電磁的記録の提供を受けた文部科学大臣等は、文部科学省令で定めるところにより、教科用特定図書等の発行をする者に対して、その発行に必要な電磁的記録の提供を行うことができる。

3 国は、教科用図書発行者による検定教科用図書等に係る電磁的記録の提供の方法及び当該電磁的記録の教科用特定図書等の作成への活用に関し、助言その他の必要な援助を行うものとする。

(教科用特定図書等の標準的な規格の策定等)
第六条 文部科学大臣は、教科用拡大図書その他教科用特定図書等のうち必要と認められるものについて標準的な規格を定め、これを公表しなければならない。

2 教科用図書発行者は、指定種目(検定教科用図書等の教科ごとに分類された単位のうち文部科学大臣が指定するものをいう。次項において同じ。)の検定教科用図書等に係る標準教科用特定図書等(前項の規格に適合する教科用特定図書等をいう。以下同じ。)の発行に努めなければならない。

3 国は、教科用図書発行者による指定種目の検定教科用図書等に係る標準教科用特定図書等の発行に関し、助言その他の必要な援助を行う

ものとする。
（発達障害等のある児童及び生徒が使用する教科用特定図書等に関する調査研究等の推進）
第七条 国は、発達障害その他の障害のある児童及び生徒であつて検定教科用図書等において一般的に使用される文字、図形等を認識することが困難なものが使用する教科用特定図書等の整備及び充実を図るため、必要な調査研究等を推進するものとする。

（障害その他の特性に適切な配慮がなされた検定教科用図書等の普及）
第八条 国は、障害その他の特性の有無にかかわらずできる限り多くの児童及び生徒が検定教科用図書等を使用し学習することができるよう適切な配慮がなされた検定教科用図書等の普及のために必要な措置を講ずるものとする。

第三章 小中学校及び高等学校における教科用特定図書等の使用
科用特定図書等の使用の支援
第九条 小中学校（小学校及び中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）をい、学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級（以下単に「特別支援学級」という。）を除く。以下同じ。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。特別支援学級を除く。以下同じ。）においては、当該学校に在学する児童及び生徒が、採択された検定教科用図書等に代えて、当該検定教科用図書等に係る教科用特定図書等を使用することができるよう、必要な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の規定による配慮がなされるよう、発行が予定される教科用特定図書等に関する情報の収集及び提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
（小中学校の設置者に対する教科用特定図書等の無償給付）
第十条 国は、毎年度、小中学校に在学する児童

障害その他の障害のある児童及び生徒が検定教科用図書等に代えて使用する教科用特定図書等を購入し、小中学校の設置者に無償で給付するものとする。
（契約の締結）
第十一条 文部科学大臣は、教科用特定図書等の発行をする者と、前条の規定により購入すべき教科用特定図書等を購入する旨の契約を締結するものとする。

（教科用特定図書等の給付）
第十二条 小中学校の設置者は、第十条の規定により国から無償で給付された教科用特定図書等を、それぞれ当該学校の校長を通じて、当該学校に在学する児童障害その他の障害のある児童又は生徒に給与するものとする。

2 学年の中途において転学した児童障害その他の障害のある児童又は生徒については、その転学後において使用する教科用特定図書等は、前項の規定にかかわらず、文部科学省令で定める場合を除き、給与しないものとする。
（都道府県の教育委員会の責務）
第十三条 都道府県の教育委員会は、政令で定めるところにより、教科用特定図書等の無償給付及び給与の実施に関し必要な事務を行うものとする。

（給付の完了の確認の時期の特例）
第十四条 第十一条の規定による契約に係る政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第四条第一号に掲げる時期については、同法第五条第一項中「二十日以内の日」とあるのは、「二十日以内の日」と読み替えて同項の規定を適用する。
（政令への委任）
第十五条 第十条から前条までに規定するもののほか、教科用特定図書等の無償給付及び給与に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 標準教科用特定図書等の円滑な発行の確保
（標準教科用特定図書等の必要数の報告）
第十六条 市町村の教育委員会並びに学校教育法第二条第二項に規定する国立学校及び私立学校の長は、次に掲げる標準教科用特定図書等の必要数を、文部科学省令で定めるところにより、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

一 小中学校について採択された検定教科用図書等に係る標準教科用特定図書等であつて、当該標準教科用特定図書等を使用する年度において発行が予定されているものうち、小中学校に在学する児童障害その他の障害のある児童及び生徒が当該検定教科用図書等に代えて使用するもの
二 特別支援学校の小学部及び中学部並びに小中学校及び中学校に置かれる特別支援学級について学校教育法附則第九条に規定する教科用図書として採択された標準教科用特定図書等であつて、当該標準教科用特定図書等を使用する年度において発行が予定されているもの
都道府県の教育委員会は、前項各号に掲げる標準教科用特定図書等の都道府県内の必要数を、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に報告しなければならない。
（標準教科用特定図書等の発行の通知等）
第十七条 文部科学大臣は、前条第二項の規定による報告に基づき、標準教科用特定図書等の発行を予定している者にその発行をすべき標準教科用特定図書等の種類及び部数を通知しなければならない。

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律
（平成二十年法律第 号）
第十六条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務及び同条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務

（著作権法の一部改正）
第四条 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。
第三十三条の二の見出し中「複製」を「複製等」に改め、同条第一項中「弱視の」を「視覚障害、

ばならない。
2 文部科学大臣は、必要に応じ、前項の通知を受けた者に対し報告を求めることができる。
（事務の区分）
第十八条 第十六条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務及び同条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、平成二十一年度において使用される検定教科用図書等及び教科用特定図書等から適用する。
（検討）
第二条 国は、高等学校において障害のある生徒が使用する教科用拡大図書等の普及の在り方並びに特別支援学校に就学する児童及び生徒について行う援助の在り方について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
（地方自治法の一部改正）
第三条 地方自治法の一部を次のように改正する。
別表第一に次のように加える。

（著作権法の一部改正）
第四条 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。
第三十三条の二の見出し中「複製」を「複製等」に改め、同条第一項中「弱視の」を「視覚障害、

発達障害その他の障害により教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な」に、「を拡大して」を「の拡大その他の当該児童又は生徒が当該著作物を使用するために必要な方式により」に改め、同条第二項中「文字、図形等を拡大

発達障害その他の障害により教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な」に、「を拡大して」を「の拡大その他の当該児童又は生徒が当該著作物を使用するために必要な方式により」に改め、同条第二項中「文字、図形等を拡大

発達障害その他の障害により教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な」に、「を拡大して」を「の拡大その他の当該児童又は生徒が当該著作物を使用するために必要な方式により」に改め、同条第二項中「文字、図形等を拡大

発達障害その他の障害により教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な」に、「を拡大して」を「の拡大その他の当該児童又は生徒が当該著作物を使用するために必要な方式により」に改め、同条第二項中「文字、図形等を拡大

発達障害その他の障害により教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な」に、「を拡大して」を「の拡大その他の当該児童又は生徒が当該著作物を使用するために必要な方式により」に改め、同条第二項中「文字、図形等を拡大

して」を削り、「図書」を「図書その他の複製物（点字により複製するものを除き）」に、「教科用拡大図書」を「教科用拡大図書等」に改め、同条に次の一項を加える。

4 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第 号）第五條第一項又は第二項の規定により教科用図書に掲載された著作物に係る電磁的記録（同法第二條第五項に規定する電磁的記録をいう。）の提供を行う者において、当該著作物を利用することができ

る。

第四十七條の四及び第四十九條第一項第一号中「第三十三條の二第一項」を「第三十三條の二第一項若しくは第四項」に改める。

第五條 前條の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

教育の機会均等の趣旨にのっとり、障害その他の特性の有無にかかわらず児童及び生徒が十分な教育を受けることができる学校教育の推進に資するため、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の発行の促進を図るとともに、その使用の支援について必要な措置を講ずること等により、教科用特定図書等の普及の促進等を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

六月四日日本委員会に左の案件が付託された。

一、学校保健法等の一部を改正する法律案

（小学及び一は衆議院修正）

学校保健法等の一部を改正する法律案

学校保健法等の一部を改正する法律

（学校保健法の一部改正）

第一條 学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

学校保健安全法

目次中「第三條の二」を「第三條」に、

第二章 健康診断及び健康相談（第四條―第十一條）
第三章 伝染病の予防（第十二條―第十四條）
第四章 学校保健技術並びに学校医、学校歯科医及び学校保健師並びに学校医、学校歯科医及び学校保健師の養成並びにその補助（第十七條・第十八條）
第五章 地方公共団体の援助及び国の補助（第十七條・第十八條）

第二章 学校保健

第一節 学校の管理運営等（第四條―第七條）
第二節 健康相談等（第八條―第十條）
第三節 健康診断（第十一條―第十二條）
第四節 伝染病の予防（第十三條―第十四條）
第五節 学校保健技術並びに学校医、学校歯科医及び学校保健師並びにその補助（第十七條―第十八條）
第三章 学校安全（第二十六條―第三十條）

に、「第六章」を「第四章」に、「第十九條―第二十二條」を「第三十一

師（第二十二條・第二十三條）
十五條）

条・第三十二條」に改める。

第一條中「保健管理及び」を「児童生徒等及び

職員等の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に關し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における」に改め、「、幼児、児童、生徒及びび学生並びに職員の健康の保持増進を図り」を削る。

第二章から第五章までの章名を削る。

第二十二條第二項中「健康相談」の下に、「保健指導」を加え、同條第三項中「第二條から第三條の二まで、第六條から第十四條まで及び前二條」を「第三條から第六條まで、第八條から第十條まで、第十三條から第二十一條まで及び第二十六條から前条まで」に改め、同條を第三十二條とする。

第二十一條中「定が」を「定めが」に、「基き」を「基づき」に改め、同條を第三十一條とする。

第十九條及び第二十條を削る。

第六章を第四章とし、同章の前に次の五條を加える。

（学校安全に關する学校の設置者の責務）

第二十六條 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校の施設内において、事故、加害行為又は災害（以下この条及び第二十九條第三項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を未然に防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同條第一項及び第二項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二十七條 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含ま

めた学校生活その他の日常生活における安全に關する指導、職員の研修その他学校における安全に關する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

（学校環境の安全の確保）

第二十八條 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

（危険等発生時対処要領の作成等）

第二十九條 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に應じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十條の規定を準用する。

（地域の関係機関等との連携）

第三十條 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に應じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図る

よう努めるものとする。
第十八条を第二十五条とし、同条の次に次の章名を付する。

第三章 学校安全

第十七条中「伝染性」を「感染性」に改め、「学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。」を削り、同条を第二十四条とする。

第十六条を第二十三条とし、同条の次に次の節名を付する。

第六節 地方公共団体の援助及び国の補助

第十五条を第二十二條とする。
第十四条中「第十二条」を「第十九条」に、「伝染病」を「感染症」に改め、同条を第二十一条とし、同条の次に次の節名を付する。

第五節 学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師
第十三条中「伝染病」を「感染症」に改め、同条を第二十条とする。

第十二条中「伝染病」を「感染症」に、「かかつておる」を「かかっている」に、「幼児、児童、生徒又は学生」を「児童生徒等」に改め、同条を第十九条とする。

第十一条を削る。
第十条第二項中「第四条」を「第十一条」に、「第六条及び第八条」を「第十三条及び第十五条」に改め、同条を第十七条とし、同条の次に次の一条及び節名を加える。
(保健所との連絡)

第十八条 学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行うおとす場合その他政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。

第四節 感染症の予防
第九条を第十六条とする。

第八条の前の見出しを削り、同条を第十五条とし、同条の前の見出しとして「職員の健康診断」を付する。
第七条中「基き」を「基づき」に改め、同条を第

十四条とする。
第六条の前の見出しを削り、同条中「幼児、児童、生徒又は学生」を「児童生徒等」に改め、同条を第十三条とし、同条の前の見出しとして「児童生徒等の健康診断」を付する。
第五条を第十二条とする。
第四条の前の見出しを削り、同条中「昭和二十二年法律第二十六号」を削り、同条を第十一条とし、同条の前の見出しとして「就学時の健康診断」を付する。
第三条及び第三条の二を削る。
第二条の見出しを「学校保健計画の策定等」に改め、同条中「幼児、児童、生徒又は学生」を「児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等」に、「安全点検その他の保健又は安全」を「児童生徒等に対する指導その他の保健」に、「立て」を「策定」に改め、同条を第五条とし、同条の次に次の二条、一節及び節名を加える。
(学校環境衛生基準)

第十四条 文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他の環境衛生に係る事項(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第九条第一項(夜間課程を置く高等学校)における学校給食に関する法律(昭和三十一年法律第五十七号)第七條及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律(昭和三十一年法律第十八号)第六条において準用する場合を含む。)に規定する事項を除く。)について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準(以下この条において「学校環境衛生基準」という。)を定めるものとする。

第二節 健康相談等
第七条 学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。

第八条 学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。
(健康相談)

第九条 養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者(学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。第二十四条及び第三十条において同じ。)に対して必要な助言を行うものとする。
(地域の医療機関等との連携)

第十条 学校においては、
○救急処置
健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。
第三節 健康診断
第一条の次に次の二条、章名、節名及び一条を加える。
(定義)

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。
2 この法律において「児童生徒等」とは、学校に在学する幼児、児童、児童、生徒又は学生をいう。

めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。
(保健室)

第七条 学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。

第八条 学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。
(健康相談)

第九条 養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者(学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。第二十四条及び第三十条において同じ。)に対して必要な助言を行うものとする。
(地域の医療機関等との連携)

第三節 健康診断
第一条の次に次の二条、章名、節名及び一条を加える。
(定義)

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。
2 この法律において「児童生徒等」とは、学校に在学する幼児、児童、児童、生徒又は学生をいう。

めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。
(保健室)

第七条 学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。

第八条 学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。
(健康相談)

第九条 養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者(学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。第二十四条及び第三十条において同じ。)に対して必要な助言を行うものとする。
(地域の医療機関等との連携)

第十条 学校においては、
○救急処置
健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。
第三節 健康診断
第一条の次に次の二条、章名、節名及び一条を加える。
(定義)

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。
2 この法律において「児童生徒等」とは、学校に在学する幼児、児童、児童、生徒又は学生をいう。

めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。
(保健室)

第七条 学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)
第三条 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実に効果的に実施されるようするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、
○財政上の措置その他の
策を講ずるよう努めなければならない。
2 国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。
3 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 学校保健
第一節 学校の管理運営等
(学校保健に関する学校の設置者の責務)

第四条 学校の設置者は、その設置する学校の児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
(学校給食法の一部改正)

第二条 学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)の一部を次のように改正する。
題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次
第一章 総則(第一条―第五条)
第二章 学校給食の実施に関する基本的事項(第六条―第九条)
第三章 学校給食を活用した食に関する指導(第十条)

第四章 雑則(第十一条―第十四条)
附則
第一章 総則
第一条中「資し」を「資するものであり」に、「国民の食生活の改善に寄与する」を「児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たす」に、「の実施」を「及び学校給食を活用した食に関する指導の実

めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。
(保健室)

第七条 学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。

第八条 学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。
(健康相談)

第九条 養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者(学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。第二十四条及び第三十条において同じ。)に対して必要な助言を行うものとする。
(地域の医療機関等との連携)

「施」に改め、「普及充実」の下に「及び学校における食育の推進」を加える。

第二条中「については」を「を実施するに当たっては」に改め、「の各号」を削り、「の達成に」を「が達成されるよう」に改め、同条第四号中「食糧」を「食料」に、「配分」を「流通」に改め、同条同条第七号とし、同条第三号を削り、同条第二号中「社交性」の下に「及び協同の精神」を加え、同条を同条第三号とし、同条の次に次の三号を加える。

四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。

六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。

第二条第一号中「正しい理解と」を「正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び」に、「習慣」を「食習慣」に改め、同条を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。

第五条の次に次の章名を付する。

第二章 学校給食の実施に関する基本的な事項

第十条を第十四条とする。

第九条中「第七条」を「前条」に改め、同条を第十三条とする。

第八条を削る。

第七条を第十二条とし、第六条を第十一条とし、同条の前に次の二条、一章及び章名を加える。

(学校給食実施基準)

第八条 文部科学大臣は、児童又は生徒に必要な栄養量その他の学校給食の内容及び学校給

食を適切に実施するために必要な事項(次条第一項に規定する事項を除く。)について維持されることが望ましい基準(次項において「学校給食実施基準」という。)を定めるものとする。

2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食実施基準に照らして適切な学校給食の実施に努めるものとする。

(学校給食衛生管理基準)

第九条 文部科学大臣は、学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理その他の学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準(以下この条において「学校給食衛生管理基準」という。)を定めるものとする。

2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食衛生管理基準に照らして適切な衛生管理に努めるものとする。

3 義務教育諸学校の校長又は共同調理場の長は、学校給食衛生管理基準に照らし、衛生管理上適正を欠く事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該義務教育諸学校若しくは共同調理場の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

第三章 学校給食を活用した食に関する指導

第十条 栄養教諭は、児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする。この場合において、校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ当該義務教育諸学校における食に

関する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な措置を講ずるものとする。

2 栄養教諭が前項前段の指導を行うに当たっては、当該義務教育諸学校が所在する地域の産物を学校給食に活用することその他の創意工夫を地域の実情に応じ行い、当該地域の食文化、食に係る産業又は自然環境の恵沢に対する児童又は生徒の理解の増進を図るよう努めるものとする。

3 栄養教諭以外の学校給食栄養管理者は、栄養教諭に準じて、第一項前段の指導を行うよう努めるものとする。この場合においては、同項後段及び前項の規定を準用する。

第四章 雑則

第五条の三中「つかさどる職員」の下に「(第十条第三項において「学校給食栄養管理者」という。)を加え、同条を第七条とする。

第五条の二中「次条において」を「以下」に改め、同条を第六条とする。

(夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律の一部改正)

第三条 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律(昭和三十一年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

(学校給食法の準用)

第七条 学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第八条及び第九条の規定は、夜間学校給食の実施について準用する。

(特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律の一部改正)

第四条 特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律(昭和三十三年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(学校給食法の準用)

第六条 学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第八条及び第九条の規定は、学校給食の実施について準用する。

第十条 第八条及び第九条の規定は、学校給食の実施について準用する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

第三条 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条及び附則第三項中「第五条の三」を「第七条」に、「第五条の二」を「第六条」に改める。(教育職員免許法の一部改正)

第四条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「第五条の三」を「第七条」に改める。

(義務教育費国庫負担法等の一部改正)

第五条 次に掲げる法律の規定中「第五条の二」を「第六条」に改める。

一 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三百三十三号)第二条

二 へき地教育振興法(昭和二十九年法律第四百三十三号)第二条

三 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)第十一條第一項

(女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部改正)

第六条 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第五条の三」を「第七条」に改

全法に、「第四条」を「第十一条」に改める。

<p>める。</p> <p>第三条第三項中「第五条の二」を「第六条」に改める。</p> <p>(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)</p> <p>第七条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第三項中「第五条の三」を「第七条」に改める。</p> <p>第六条及び第八条の二第二号中「第五条の二」を「第六条」に改める。</p> <p>(地方公務員等共済組合法の一部改正)</p> <p>第八条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第三十一条中「第五条の二」を「第六条」に、「第五条の三」を「第七条」に改める。</p> <p>(母子保健法等の一部改正)</p> <p>第九条 次に掲げる法律の規定中「学校保健法」を「学校保健安全法」に改める。</p> <p>一 母子保健法(昭和四十年法律第四百一十一号)第八条の三</p> <p>二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第五十三条の二第四項</p> <p>三 健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第六十条第七号</p> <p>(構造改革特別区域法の一部改正)</p> <p>第十条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第十二条第十一項の表学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)の項及び第十三条第四項の表学校給食法の項中「第七条第一項」を「第十二条第一項」に改める。</p> <p>(発達障害者支援法の一部改正)</p> <p>第十一条 発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第五条第二項中「学校保健法」を「学校保健安全法」に改める。</p>			
--	--	--	--